秋田市大森山動物園活性化企画提案募集に関する要綱

平成25年5月17日 市 長 決 裁

(目的)

第1条 この要綱は、秋田市大森山動物園(以下この条から第5条までにおいて「動物園」という。)に係る広告媒体又は動物園が作成し、もしくは動物園内に設置している活用媒体を使用した民間事業者による企画提案を採用し動物園の施策に反映させることにより、動物園で飼育している動物(以下「飼育動物」という。)への親近感および愛情を醸成し、動物園の入園者に対するサービスおよび情報発信力を向上させるとともに、動物園の新たな財源を確保し、もって動物園のにぎわいの創出および地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この要綱において「広告媒体」とは、次に掲げるものをいう。
 - (1) 動物園の名称、愛称、ロゴマークおよびキャラクター
 - (2) 飼育動物の名称および愛称
 - (3) 飼育動物をモデルとした絵および人形
 - (4) 飼育動物の静止画および動画
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、適当と認められる広告媒体
- 2 この要綱において「活用媒体」とは、次に掲げるものをいう。
 - (1) 動物園のホームページ
 - (2) 動物園内に設置している情報板、動物解説板その他情報提供のための工作物
 - (3) 動物園内の指定場所
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、適当と認められる活用媒体 (広告媒体の使用上の条件)
- 第3条 前条第1項に定める広告媒体の使用に当たっては、次の条件を付するものとする。
 - (1) 動物園の名称について、字体の制限は設けないこと。

- (2) ロゴマークについて、使用するサイズを除き改変しないこと。ただし、必要と認められるときは、この限りではない。
- (3) キャラクターについて、デザインの改変は別に定める禁止事項を遵守すること。
- (4) 前3号に定めるもののほか、必要と認められる条件
- 2 前項第4号の必要と認められる条件を付そうとするときは、第10条第 1項の審査委員会から意見を徴するものとする。
- 3 作成した動物園の名称の字体、飼育動物をモデルとした絵および人形に係る知的財産権は、市に帰属する。

(提案者の資格)

- 第4条 広告媒体又は活用媒体を利用した企画提案(以下「企画提案」という。)を応募することができる民間事業者(以下「提案者」という。)は、次のいずれかに該当する者とする。ただし、市長が特に応募することを認めた者については、この限りでない。
 - (1) 市内に本店、支店、営業所、出張所もしくは生産拠点の所在地を有する法人又は団体
 - (2) 市内に店舗等の住所を有する個人事業者
- 2 前項の提案者は、次に掲げる要件を具備しなければならない。ただし、 前項ただし書の規定により、市外に所在地又は住所を有しているにもか かわらず市長が応募することを認めた提案者については、第1号の要件 を具備することを要しない。
 - (1) 市税を完納していること。
 - (2) 秋田市暴力団排除条例(平成24年秋田市条例第10号)第2条第1号 に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員と密接な関係を 有しないこと。
 - (3) 過去5年間罰金以上の刑に処せられたことがないこと又は刑の執行 が終わり、もしくは刑の執行を受けることがなくなってから5年を経 過していること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める要件 (企画提案の募集の対象としない事項)

- 第5条 次の各号のいずれかに該当する事項を含む企画提案については、 募集の対象としないものとする。
 - (1) 法令等に違反する事項又はそのおそれがある事項
 - (2) 善良の風俗もしくは清浄な風俗環境を害する事項又は少年の健全な育成に障害を及ぼす事項
 - (3) 貸金業法 (昭和58年法律第32号) 第2条に規定する貸金業に該当する事項
 - (4) 著しく射幸心をあおる事項
 - (5) 社会的な問題又は事件に係る主義もしくは主張
 - (6) 動物園が推奨しているかのような誤解を市民に与える事項
 - (7) 法人又は個人事業者の名刺広告(法人の名称、代表者の氏名もしくは所在地又は個人事業者の氏名、店舗等の名称もしくは住所その他の当該法人又は個人事業者の宣伝のための事項以外の事項を表記していない広告をいう。)
 - (8) 美観又は風致を害するおそれがある事項
 - (9) 入園者および市民に不快の念又は危害を与えるおそれのある事項
 - (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めるもの (企画提案の募集方法等)
- 第6条 企画提案の募集は、次に掲げる媒体等を利用することにより、大 森山動物園長が期間を定めて行うものとする。
 - (1) 市の広報紙もしくはラジオ番組又は日刊新聞
 - (2) 第2条第2項の活用媒体
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、実効性が認められる媒体等
- 2 前項の規定にかかわらず、既に企画提案が採用されている提案者が、 当該採用されている企画提案と同一の内容の企画提案を応募しようとす るときは、前項で定める期間以外でも応募できるものとする。

(企画提案書の提出)

第7条 企画提案に応募しようとする提案者は、市長に対し、関係書類を添付の上、大森山動物園活性化企画提案書(様式第1号。以下「企画提案書」という。)を提出しなければならない。

(企画提案の採用決定)

- 第8条 市長は、企画提案書の提出があったときは、第6条により定めた 募集期間の最終日から起算して30日以内(秋田市の休日を定める条例 (平成元年秋田市条例第32号)第1条第1項各号に掲げる日を除く。以下 同じ。)に、第10条の審査委員会の意見を勘案した上で、当該企画提案 の採用の可否を決定するものとする。ただし、第6条第2項の規定によ る企画提案書および小物・雑貨類、菓子等の制作・販売に関する企画提 案書の提出があった場合は、採用の決定は企画提案書の提出があった日か ら起算して30日以内とし、決定にあたっては第10条の審査委員会の意見を 徴しないことができる。
- 2 企画提案について、採用する場合にあっては大森山動物園活性化企画 提案採用決定通知書(様式第2号)を、採用しない場合にあっては大森 山動物園活性化企画提案不採用決定通知書(様式第3号)を、提案者に 送付するものとする。

(権利義務の譲渡の禁止等)

- 第9条 企画提案について採用決定の通知があった者(以下「被決定者」という。)は、当該採用決定により生じた権利義務を第三者に譲渡してはならない。ただし、市長があらかじめやむを得ない事由があると認めたときは、この限りでない。
- 2 前項の規定による当該採用決定により生じた権利義務の第三者への譲渡の申出およびこれに対する市長の承認は、いずれも書面により行うものとする。

(審査委員会)

- 第10条 第7条の企画提案書の提出があった場合において、当該企画提案 の採用の可否について意見を徴するため、秋田市大森山動物園活性化企 画提案審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設置する。
- 2 審査委員会の委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。
 - (1) 観光文化スポーツ部次長
 - (2) 観光振興課長
 - (3) 文化振興課長

- (4) スポーツ振興課長
- (5) 大森山動物園長
- (6) 大森山動物園事務長
- (7) 大森山動物園応援会(大森山動物園を支援するために設立された任 意団体をいう。)の役員(若干人)
- 3 委員長は観光文化スポーツ部次長とし、委員長に事故があるとき又は 委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を 代理する。

(会議)

- 第11条 審査委員会の会議(以下「会議」という。)は、企画提案書の提出があったときに、速やかに開くものとする。
- 2 会議は、委員長が招集する。
- 3 会議は、委員長がその議長となる。
- 4 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 5 審査委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、 議長の決するところによる。

(審査委員会の事務局)

第12条 審査委員会の庶務は、大森山動物園に事務局を置いてこれを処理 する。

(企画提案の内容の修正等に係る協議)

第13条 審査委員会の意見書により、企画提案の内容の一部について当該 企画提案の趣旨を損ねない範囲において修正又は変更の求めがあったと きは、提案者は、当該求められた修正又は変更に係る部分の協議に応ず るものとする。

(企画提案の取下げ)

第14条 提案者は、企画提案の採用の可否の決定があるまで、書面により 当該企画提案を取り下げることができる。

(協定等の締結等)

第15条 市と被決定者とは、当該企画提案を事業化するに当たっての細目を定めるため、協定書又は覚書(以下「協定等」という。)を締結する

ものとする。

2 協定等を締結した場合において、被決定者が第2条第1項各号の広告 媒体又は同条第2項第各号の活用媒体を使用し、又は利用しようとする ときは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第2項第4号に 規定する行政財産の貸付け、同条第7号に規定する行政財産の目的外使 用許可又は利用契約等による当該財産の使用もしくは利用に係る権原を 重ねて取得することを要しない。ただし、被決定者が企画提案に基づく 事業の目的以外の目的で当該財産を使用し、又は利用する場合は、この 限りでない。

(企画提案の採用決定の取消し等)

- 第16条 市長は、被決定者において次に掲げる事由を認めたときは、企画 提案の採用決定を取り消し、又は企画提案に基づく事業の全部又は一部 を停止させることができる。
 - (1) 法令又はこの要綱に違反する行為
 - (2) 企画提案書の内容における虚偽又は不正
 - (3) その他市長が必要と認める事由
- 2 被決定者は、前項の規定により企画提案の採用決定を取り消され、又は企画提案事業の全部又は一部を停止させられたときは、市に対し、これにより生じた損害の賠償を求めることはできない。

(支援金の提供)

- 第17条 大森山動物園の運営又は発展に協力するため、被決定者は、支援 金を市に提供するものとする。
- 2 前項の支援金の額の設定又は変更については、あらかじめ審査委員会の意見を徴して決定した上で、被決定者に提示するものとする。
- 3 被決定者が既に支援金を提供した場合において、前条第1項の規定に により企画提案の採用決定を取り消され、又は事業化された企画提案の 全部又は一部を停止させられたときは、当該既に提供した支援金は、返 還しないものとする。

(使用料等の支払)

第18条 被決定者は、企画提案に基づく事業の目的以外の目的で第2条第

1項各号の広告媒体又は同条第2項の活用媒体を利用し、又は使用しようとするときは、当該財産に係る所定の使用料、貸付料又は契約料金を支払わなければならない。

(管理物品等の届出)

第19条 被決定者は、企画提案の事業化に伴い被決定者が所有し、又は管理する物品等であって、大森山動物園に持ち込むもの(以下「管理物品等」という。)については、第8条第2項の企画提案採用決定通知書の送付があった後、直ちに大森山動物園長に届け出なければならない。

(事故等への対応等)

- 第20条 被決定者は、管理物品等に起因し発生した事故もしくは管理物品等に対する苦情等(以下「事故等」という。)が発生したときは、相手方に対する説明、損害の賠償その他の責めを負うものとする。
- 2 被決定者は、事故等が発生したときは、直ちに市長に報告しなければ ならない。

(委任)

第21条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成25年6月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年9月8日から施行する。 附 則

この要綱は、平成28年9月27日から施行する。 附 則

この要綱は、令和4年9月1日から施行する。